

宗氏重臣になるまでの柳川氏について

文学研究科歴史学専攻博士前期過程2年

村瀬達郎

はじめに

柳川一件は、寛永年間に对馬藩で発生した御家騒動である。この一件については福田千鶴氏の『幕藩制的秩序と御家騒動』^①にて、家臣が「藩主の交代や廃立を狙っただけでなく、自身は幕臣・旗本になろうと意図した特異な例」という評価が与えられている。この柳川一件が発生した寛永年間是对馬藩以外でも数多くの御家騒動が発生した時期であった。同じ九州の筑前福岡藩でも寛永10年に黒田騒動が発生しているが、この事件で家老の栗山大膳は藩主の廃立は狙っているが、对馬藩の柳川氏のように幕臣化しようという動きは見られない。

つまりこの「柳川一件」(以下一件と称す)が特異なのではなく、むしろ幕臣化を図った「柳川氏」が特異な存在なのである。しかし、一件の鍵である「柳川氏」については不明とされている点が多い^②。これは、柳川氏に関する史料が少なく、あってもその多くは宗氏側が編纂した史料しかなく、これが原因にある。

そこで、本稿では、こうした状況を打開することができないまでも、なんとか柳川氏の出目、台頭に迫ってみたいと思う。

第一節 宗氏家臣団について

寛永年間に発生した柳川一件は、外交問題を含んでいたため、単なる御家騒動ではなくなってしまったが、事件の発端は、あくまで宗氏と柳川氏の対立であった。つまり、この事件を述べていくためには、この両者が対立する事になってしまった原因を探らなくてはならない。

宗氏は、鎌倉時代より对馬に勢力を張り始め、地頭、守護と務め江戸時代に入り对馬藩主となった。そんな宗氏の当主が对馬の統治に本格的に乗り出したのは、宗氏七代宗貞茂の頃である。こうした宗氏家臣団の形成過程については、長節子氏^③や荒木和憲氏^④の詳しい研究がある。

一方、柳川氏が宗氏家臣団内で台頭してきたとされているのは、1580年頃、天正年間である^⑤。

つまり、宗氏が本格的に対馬統治を始めた1400年ごろから、柳川氏が台頭するまで、およそ200年の期間があり、柳川氏は宗氏家臣団が形成されてからかなりの時期がたった頃に台頭し、遂にはその最上位にまで上り詰めたのである。重臣のほとんどが宗氏一族か伝統的家臣であった対馬においては異例の出世である。

そこで、本節では、こうした伝統的家臣の多い対馬において、柳川氏がどのように台頭したのかを探るため筆者なりに、宗氏家臣団がどのように形成されたのかその経緯をたどってみたいと思う。

对馬藩の公撰史料である『宗氏家譜』の重尚君の項には次のよう

な記述がある。

【史料1】

寛元四年滅對馬州在廳阿比留平太郎、遂受父知宗之讓襲封、重尚採祖母之氏以惟宗為自家姓⁶⁾。

これによると、宗氏は寛元四(1246)年、對馬在庁官人の阿比留平太郎を討つために對馬へ初めて入島し、重尚の祖母が惟宗氏であったことから、宗氏と称し、姓を惟宗としたということになっている。ただ、この『宗氏家譜』は、宗氏の出自について、重尚の父知宗を平清盛の孫とする宗氏 \parallel 平氏後胤説を採用しており、こうした史料を参考にした『寛政重修諸家譜』でも当然宗氏 \parallel 平氏後胤説が採用されている。

この宗氏 \parallel 平氏後胤説について長節子氏は『中世日朝関係と對馬』において否定している。長氏は、十二世紀末の對馬在庁官人の構成と十四世紀初頭の構成とを比較して、十二世紀末最大勢力だった阿比留氏に代わり惟宗氏が急速に力を伸ばしたことを示し、加えてこの十四世紀初頭に惟宗と名乗りながら、宗とも名乗っている宗氏三代当主盛國の存在を挙げて、宗氏の出自が『宗氏家譜』にあるような平氏後胤ではなく、惟宗氏であると指摘された⁷⁾。

また、長氏が示した宗氏 \parallel 惟宗氏説を支えるものとして、山口隼正氏は對馬では国衙、郡司系の職などがある程度の時期まで実態を残している、宗氏がこうした組織を通じて對馬の統治をしていたこ

とを指摘されている⁸⁾。この説は、長氏の「宗氏は在庁官人惟宗氏が武士化したもの」という宗氏 \parallel 惟宗氏説を補う指摘であり、在庁に属していた人物たちとの主従関係の構築は、宗氏にとって比較的スムーズにいった可能性が高いことを示している。

こうした宗氏家臣団だが、管見の限り、中世においては家臣団を四番に編成していたと思われる。その四番編成の初見だが、「宗氏世系私記」にあり、年代は貞和五年(1349)、南北朝期であった⁹⁾。しかし、この記述は非常に疑わしい。

【史料2】

東西防禦定分為四番号大番四組、中村入道宗香為其長帥。豊崎一郷東伊奈半郷為一手謂之上東原組、宗二郎為黨長。佐護一郷西伊奈半郷一手謂之西佐護組、宗左源太入道為黨長。仁位峯郷二郷為一手謂之仁位黨中組。與良上下一郷為一手謂之淺海組、有三所之皆、以浦口南辺尾崎村樋尻段充代官藤氏一黨、以伊母崎充小田氏一黨、以高岳充柴山柴山後改氏島雄一黨、以竹敷内海充倭氏一黨、各有地士殿原與力兵黨。佐須豆々二郷謂之佐須黨依金田古址守三箇関、宗三郎為其黨長。¹⁰⁾

原史料には、句読点は付いていないが、考察の便宜上筆者が任意に設定している。

この貞和五年だが、宗氏四代経茂の頃の記述である。この史料によると、貞和の頃對馬では東西防禦を四組にわけ、大番四組と称させ、長帥に中村入道宗香を据えていた。その組分けだが、豊崎一郷・

東伊奈半郷を合わせ上県東組としその黨長には宗二郎を、佐護一郷と西伊奈半郷を合わせ西佐護組としその黨長には宗左源太入道を配置している。仁位郷、峯郷の二郷は合わせて仁位黨中組としている。

この組には黨長の名は記されていない。しかし長帥として名前が挙がっている中村入道宗香が後述するように、この仁位郡を本拠としていたことから考えて、彼がその黨長をつとめていたものと思われる。與良一郷は浅海組とし、黨長を設置していないが、藤氏、小田氏、柴山氏（後の島雄氏）、俵氏といった宗氏一族ではない、宗氏家臣を代官として配置している。佐須郷と豆殿郷は、他の地域と違い「組」と表記せず佐須黨とし、宗三郎を黨長としている。

つまり、この佐須黨を除いた、上県東組・西佐護組・仁位黨中組、浅海組の四組が大番四組と呼ばれる四番編成を構成していたことになる。しかし、これでは少し納得がいかない。この記述で「組」に含まれていない佐須郷が位置したのは、府中（在庁機構のあつた場所）がある與良郷のすぐ隣であり、後に守護代が郡主をつとめるようになる重要な郷（郡）であった。同じく含まれていない豆殿郷も博多方面の軍事活動を担当していたとされるような重要な郷であった¹⁴。このように時期を問わず重要地域であったはずの二郷が、この四番編成に含まれていないのは明らかに不自然である。

また、この当時、宗氏当主は未だ対馬に定住しておらず、主に博多にいた¹⁵ことを考慮すれば、この南北朝期にこうした全島的な家臣団が形成されていたとは考えにくい。以上のことから判断すると、やはりこの【史料2】の貞和五年の記事は、のちに編成された

四番編成を基にして、創作されたものであると判断することができ¹⁶る。

ただし、この貞和五年という年が、宗氏家臣団の形成に関して、画期となった年の一つであることは事実である。それは、中村入道宗香の存在である。

【史料3】

使経茂弟宗香号弾正入道、為対馬総代官、使掌邊備、同二年丙戌
来対馬居仁位中村、¹⁷

【史料4】

貞和五年南朝正平四年己丑受父盛國之讓襲封、至貞治頃對州政事
無受少貳之指揮者、経茂悉決之於是、経茂改對州之政法定斗量等
之式、中村宗香掌州事如故、¹⁸

この二つの史料にあるように、中村宗香は「対馬総代官」として対馬へ入り、仁位郡中村を拠点としていた。彼は、宗氏三代当主盛國の次男で、四代経茂の弟であった¹⁹。宗香は、この時期まだ博多を本拠としていた兄経茂に代わり、代官として実質的に対馬を支配していた。そうした宗香の対馬での家臣団形成の様子を示すように、宗香の息子の澄茂、頼茂は後に宗氏当主の座を奪っている²⁰。

つまり、この時期に、【史料2】に見られるような全島的な支配である四番体制があつたかどうかは疑わしいが、宗香の入島が宗氏家臣団の形成の一つの画期であつたと判断することはできる。だろ

う。

次に、四番編成の記事があるのは、貞和五年のおよそ一〇〇年後の文明十八(1486)年の正月で、史料は同じ「宗氏世系私記」である。

【史料5】

以正月二日饗佐須豆殿一隊、以三日饗與良仁位、以四日饗三根伊奈、以五日饗佐護豊崎、¹⁸⁾

これは、正月の当主饗応の順番について記しているものだが、この記事では、佐須郡と豆殿郡を「一隊」と表現している。

この「隊」という言葉、小学館『日本国語大辞典』によれば、「二人以上の人が集まって一団をなしたもの。特に、兵士の組織。軍隊、部隊」であると説明している¹⁹⁾。つまり、佐須郡・豆殿郡を一つの部隊として組織し以下、與良郡と仁位郡、三根郡と伊奈郡、佐須郡と豊崎郡というように、二郡を一単位として組織していたのである。

これと似た記事が、文明三年(1471)に来日した朝鮮の申淑舟が編纂した『海東諸国紀』に有り、「三番編成で島主館を守っている」とある²⁰⁾。

また、『対馬と海峡の中世史』で佐伯弘次氏は、同じく朝鮮の金自貞が文明八年(1476)に、対馬を訪れた際の日記に、「五番体制だった」と記してある事を指摘、宗氏が党内八郡の武士を数番

に編成して、定期的に島主館の警備を行なわせていたようであると述べている²¹⁾。

私撰史料である「宗氏世系私記」だけでなく、対馬を訪れた第三者の朝鮮使節が記した史料に数番体制の記事があつたということは、この文明年間には、こうした数番体制の軍役体制が確実に存在していたことを示しているといえよう。

なお文明十八年の【史料5】には、貞和五年の「中村入道宗香や宗二郎等」のような、「長帥」や「黨長」という記述はないが、私には郡主が隊を率いていたのではないかと考えている。それは、「一隊」となっている郡の組み合わせが豊崎・佐護、三根・伊奈、與良、仁位郡の三組については郡主設置郡と当主直轄郡(郡代制をしている郡)の組み合わせになつているからである。そうした組み合わせから判断して、在地の武士との関係が深い「郡主」が隣接する当主直轄郡の在地武士も担当するという体制をとっていたのではないかと考えている。

佐須・豆殿郡については両郡とも郡主が設置されていたが、佐須郡主家が守護代を兼任し、対馬にいたのに対し、豆殿郡主家は主に博多方面の軍事活動を担当していたことを考えれば、この二郡に関しては佐須郡主家が隊長を担当していたのではないだろうか。いずれにしても、四番の隊長については、全員が在地の武士と近い「郡主」であつたと考えられる。

では、貞和五年(1349)と文明十八年(1486)のおよそ一〇〇年の間に何が変わり、どのように宗氏家臣団の形成が進んだ

のであろうか。

それに大きく影響していると思われるのが、永享十一年（1439）の「文引制度」の導入と、嘉吉三年（1443）の癸亥約条締結による「島主歳遣船制度」の導入である。この文引制度と島主歳遣船制度導入についての言及は荒木氏の『中世対馬宗氏領国と朝鮮』に詳しく述べられている。荒木氏は、「宗氏は文引制度のもとで島主歳遣船・島内諸氏名義通行権・偽使通行権（その多くは深処倭名義通行権）を管理する体制を築き、それらを脱権益化して分離抽出された通行権益を知行制の枠内で運用することで、権力内部（守護代・直臣）の結束力と郡主（宗氏一門）・在地被官（地侍）からの求心力を維持・強化していた」、²²と述べている。

この説明に表れているように、1440年代以降、宗氏が文引制度と種々の貿易権益を管理分配することによって、家臣団形成が飛躍的に進んだのである。その結果【史料5】や『海東諸国紀』にみられるような四番ないしは数番編成の軍役体制が、確立されたのである。

こうして形成された四番体制は、文禄・慶長の役の頃まで継続して存在していた。

【史料6】

對州吉智以宗讚岐智順、仁位民部智信、杉村宇吉郎智清、柳川權之助調信等為部將、僧玄蘇為文職、率州兵五千²³

【史料7】

義智以宗讚岐智順、仁位民部智信仁位郡代、杉村宇吉郎智清豆殿郡代、柳川權之助調信伊奈郡代等為部將率州兵五千、²⁴

どちらの史料も文禄の役に出兵する際の記述である。【史料6】は「宗氏世系私記」、【史料7】は『宗氏家譜』である。この二つに共通してみられるように、宗讚岐智順、仁位民部智信、杉村宇吉郎智清、柳川權之助調信の四人が義智の部將となっている。部將が四人であることから、これが前述の四番体制を基準としたものであると推察することができる。

また、名前が挙がっている仁位智信、杉村智清、柳川調信の地位が、先ほど四番体制の隊長の資格であると仮定した、「郡主・郡代」であることを考えれば、やはりこの四部將制は中世以来の四番体制を基礎として編成されたものであると、推察することができる。

史料上では、三人とも「郡代」と記されているが、仁位郡には郡代が設置されたという記述は、先行研究にもなく、寛永の頃まで「郡主」と名乗っていることが確認できるので、仁位智信の「郡代」は誤記である²⁵。杉村智清は、確かに豆殿「郡代」ではあるが、荒木氏は、杉村氏は実質的には、豆殿郡主といえる存在であったと述べている²⁶。また、伊奈郡代と表記のある柳川調信についても、次節で詳述するが、調信が伊奈郡を直轄することを強く望んだ義調の代官であったことを考えれば、こちらも郡主と同等と考えていいと

思われる。つまり、「郡代」ではあるが、智清、調信の二人も「郡主」と同格であり、先の隊長格の基準仮定に適合する存在であったのだ。また、地位に関する記述がない宗智順についても、彼が率いた立石党が豊崎郡主家出身の歴代当主と深い姻戚関係にあったということ²⁷、智順自身が豊崎郡主家系出身の宗氏当主である義純を父に持つということから考えても²⁸、彼が豊崎郡の武士を率いていたと考えることはできる。よってやはりこの文禄の役の際の四部将編制は、対馬伝統の四番編成を基礎としていたといっていだろう。

小結

以上、中世以来の宗氏の対馬における家臣団形成の過程を見てきた。まず宗氏は、在庁官人惟宗氏が武士化したものであることを確認した。そして初期の宗氏当主は、対馬ではなく筑前博多に本拠を置いていたが、四代当主経茂の弟、宗香が代官として対馬へ派遣されて以降は、徐々に宗氏家臣団の形成が始まり、宗氏七代当主貞茂が対馬に定着するようになってからは、その形成の速度を速め、八代貞盛の頃に始まった文引統制や癸亥約条の締結を期に、形成は一気に進んだ。そうして構築されたのが、本節で述べてきた四番体制である。この四番体制の隊長には郡主(宗氏一門)が就任していたであろうことを考慮すれば、家臣団内におけるその地位は、相当地に高いものであったはずである。そして、この四番体制は、文禄・慶長の役の頃まで継続されていたのである。

柳川氏は、こうした対馬伝統の四番体制の一隊長となるまでに台

頭したのである。しかし、これは、「台頭した」と表現したように、台頭した結果得た地位である。より重要なのは、その地位に就くための条件である伊奈郡代の地位にどのようなように就いたのかということである。

そこで、次節では、この伊奈郡代に就任するまでの過程を検証していきたいと思う。

第二節 柳川氏の台頭について

前節では、柳川氏が台頭を果たした宗氏家臣団の形成を追いながら、柳川氏が文禄の役の際(1592年頃)には、対馬伝統の四番体制の隊長に就任したことで、柳川氏が対馬内で政治・軍事双方の最上位に位置するようになったことを確認した。

しかし、この四番体制の隊長の地位は、台頭の結果得たものであり、この地位に就くまでの台頭過程を明らかにした事にはならない。

そこで、本節では、四番体制の隊長就任条件と考えられる、郡代に就任する前の柳川氏について、検討を行なっていく。ここで問題とする柳川氏の出自、台頭の様子などを述べる史料は非常に少なく、その多くは、一件後に宗氏側が編纂した史料である。今回使用した『宗氏家譜略』にも、創作されたと思われる箇所が存在している。

そこで同史料の史料批判を行ないながら、柳川氏の出自や台頭の様子に迫ってみたいと思う。

【史料1】

- ① 柳川氏が其先ヲ原ヌルニ筑後山門郡柳川ノ漢子某本州（寄恩）ニ来リ帰ス或説ニ実ハ本州ノ産ニシテ佐賀領内柳川ニ居ケルコヘ柳川ト氏スト何レカ是ナルヤ未知
- ② 其子二人アリ兄ヲ式部（調信）ト云フ弟ヲ甚三郎ト云共ニ津奈弥八郎調親ニ仕へ、調親息男ナシ故ニ式部ヲ以テ義子トス、則父祖ノ生邑ニ依テ柳川ヲ以テ氏トス、甚三郎ハ外國ノ物貨ヲ貿商シ又本邦（日本各地）諸州ニ交易シテ生理トス、調親ノ季女ハ甚三郎妻ト成、此故ニ柳川ハ調親ヲ以テ元祖トス、
- ③ 調信初甚三郎ト称ス、調親ノ下僚タリ、佐賀村ノ柳河右馬助調正ヘ縁テ、唐貨（白銅以外）ヲ他邦ニヒサグヲ以テ業トス、
- ④ 然ルニ津奈調親義調公ニ叛テ老州ニ殺サルノ後、調親ノ季女ニ巫シ柳河右馬助智正力假子と成テ氏ヲ柳川トシ、偶調親力叛ヲ謝シ枝属ノ故ヲ以公ニ請テ臣ト成、
- ⑤ 仁田村ノ陰山五郎右衛門長秀ト刎頸ノ交ヲ為シテ新渡ノ唐物ヲ得石田三成ニ賄テ豊臣家ニ知ラレ親ヲ求ム、
- ⑥ 是ニ繼クニ調信力妻公族（宗氏一巻）ナルヲ以テ君家ノ恩偶亦厚、天正五乙丑伊奈ノ郡主宗調國ノ卒後遺領ヲ割テ賜ヒ名ヲ権之助調信ト改、天正某年島居右衛門調正力滅後伊奈ノ郡代ト成、天正十八年守護代佐須兵部景満（五位）ヲ讒、同年諸大夫ニ任ス、
- ⑦ 又柳川ノ嫡流タラン事ヲ請得テ大ニ系倫ヲ紊ル、茲ヲ以テ権諸老臣ノ右ニ出息男智永アリト雖モ亦宗讚岐智順ノ子彦三郎智信ヲ

養子トシテ智永ノ弟トスル事ハ執事ノ職ヲ智信ニ襲シメ智永ハ幕府ニ在テ君臣ノ大義ヲ珍サント欲スルノ巧ニ出彦三郎後圖書景直ニ改景直ト称スル事ハ兄智永朝鮮ヨリ受ル所ノ景直銅印ヲ智信ニ讓ニ依テ也、

⑧ 慶長十年乙巳九月調信流芳院卜號²⁹

考察の便宜上、筆者が任意に段落番号を設定している。

以上が、『宗氏家譜略』にある柳川氏に関する記述全文である。史料の大まかな内容だが、柳川氏の父祖は筑後柳川の出身であり、対馬を行き来していた。また、柳川氏は兄弟で対馬に渡り、兄弟ともに津奈弥八郎調親に仕え、兄の式部（後の調長）は調親に子息が居なかつたために養子となり、弟の甚三郎（後の調信）は、調親の末娘を妻としたようである。また「甚三郎は外国の物貨を貿商し、日本各地と交易して生計を立てている」とあるように、貿易に関しては、甚三郎の方が長けていた様である。

その甚三郎だが、調親の家臣として佐賀村の柳河右馬助調正成る人物（本稿で検討している柳川氏とは別）と縁を持ち、朝鮮貿易の貿易品を日本各地に流通させていたようである。

しかし、調親が当主の義調に謀叛を起こした後は、佐賀村の柳河右馬助の養子となり、氏を柳川に改めている。そして義父調親の罪を謝罪し、妻の縁、則ち宗氏の姻族であつたために義調に仕えるようになった。その後伊奈郡仁田村の陰山五郎右衛門長秀という

人物との関係を持ち、新たな朝鮮貿易品を扱うようになり、石田三成などと知り合い、豊臣家へも名を知られるようになったとある。天正五年には伊奈郡主宗調國が死去した後、その遺領の一部を与えられ、名を調信と改めた。また、天正某年には、島居右衛門調正に変わって伊奈郡代となっている。その後天正十八年に守護代の佐須景満を讒言によって排除し、同年には諸大夫に任じられ、宗氏家臣団内で最上位に就いている。

この記述、疑わしい箇所が多数ある。以下、疑問点を整理した上で、各疑問点について詳しく検討していきたいと思う。

主な疑問点は以下の四つである。

- ・疑問 (1) 柳川兄弟の出自に関する記述が曖昧
- ・疑問 (2) 甚三郎の貿易形態について
- ・疑問 (3) 調親の謀叛後義調に仕えるようになった経緯が曖昧
- ・疑問 (4) 記述の順番が曖昧かつ、年代が不整合

順に検討していこう。まず、疑問 (1) だが、これは、柳川氏の出自に関する疑問である。段落①に記述があるが、これに沿えば柳川氏の「其先」つまり、父祖の出身地については筑後山門郡柳川と確認することができる。しかし、式部(後の調長)、甚三郎(後の調信)兄弟の出生地についての記述は無い。ただ、この出生地はさほど問題ではない。より問題なのは、兄弟が「いつ、どうやって対馬に渡ってきたのか」という点である。史料の記述通り、「兄弟の父が対馬を歩き来していた」のなら、兄弟の父が貿易業をしていたということになる。つまり、兄弟は、そうした九州・対馬間に父が有してい

た基盤(人脈、血縁、地縁)を受け継ぎ、貿易業を行っていたために、台頭を果たすことが出来たのかもしれないのである。

故に、兄弟が「何歳の頃に渡つて来たのか。二人きりだったのか、あるいは父に伴つて渡つて来たのか。それ以外に、家臣などが既にいた可能性はあったのか。」といった情報の方が重要なのだが、そういった経緯は一切書かれていない。

この点が、柳川氏の台頭の原点であるだけに、編纂した人物が意図的に隠匿したのか、それとも本当に知らなかったのか、現状特定させる事ができない為、これ以上の検討は不可能である。しかし、この最も重要な点を記述していない、この史料に対し筆者は強い隠匿性を感じた。

次に、疑問 (2) を検討しよう。これは、甚三郎(調信)の貿易形態についての疑問である。甚三郎という名前は、史料の記述に沿えば、天正五年までということになる。ただ、考察の便宜上天正五年以前の場合であっても、これ以後は主に調信と記す事にする。

調信の貿易形態について先行研究では、荒野泰典氏が「朝鮮貿易を通じて朝鮮と日本の中央勢力の双方に縁故を持つようになり、宗氏内部で力を蓄えるにいたった」^⑩と述べ、田代和生氏が、「朝鮮貿易できたえた微妙なカンどころは、相手側の細かい事情にも通じることになり、これが柳川氏を一人前の外交官に育て上げていく」^⑪と述べているように、調信は朝鮮貿易を行っていたということが、共通した認識であった。

しかし、この【史料1】には、そうした「朝鮮貿易」を主に行なっ

ているという姿は見えない。例えば、段落②の「外國ノ物貨ヲ貿商シ又本邦諸州ニ交易シテ生理トス」という箇所や、段落③の「佐賀村ノ柳河右馬助調正ハ縁テ、唐貨ヲ他邦ニヒサゲテ以テ業トス」という箇所、さらに段落⑤の「仁田村ノ陰山五郎右衛門長秀ト別頭ノ交ヲ為シテ新渡ノ唐物ヲ得石田三成ニ賄テ豊臣家ニ知ラレ親ヲ求ム」という箇所の表現から推察されるように、調信の貿易形態は、「自ら朝鮮と貿易する」というものではなく、朝鮮貿易を実施している商人から得た朝鮮貿易品を、日本各地へ転売する日本向けの商人」という姿である。これは、前述の荒野、田代両氏の見解と違うものである。

そこで、実際に調信がどういった貿易を行っていたのか、検討してみたいと思う。

元龜三年（1572）から天正二年（1574）までと、天正八年（1580）から天正十四年（1586）までの間に、宗氏から貿易權益を分配された者の名が記録されている「朝鮮送使国次之書契覚」という史料がある³²。

荒木和憲氏は、この史料を元に貿易權益別・知行者の属性別に一覧表を作成し、貿易權益別の特性などについて検討されている。貿易權益の種類だが、「知行者本人が通交する義務がなく、貿易請負人を通交使節として派遣することができる」島主歳遣船權益と偽使通交權益の二つと、「知行者本人が毎年朝鮮へ渡航する義務がある」受職通行權益の計三つがあった。「自ら通交する義務がない」という特性上、島主歳遣船權益と偽使通交權益の多くは、宗氏一門、守

護代佐須氏、直臣に分配され、「自ら通交する義務がある」受職通交權益は、この「義務」を宗氏一門、佐須氏、直臣たちが敬遠したため、多くは在地被官や町人に分配された³³。

この内、調信に分配されたのは、「自ら通交する義務のない」島主歳遣船權益と偽使通交權益の二つである。

次の【史料2】のように、元龜三年に分配された藤久印、源豊秋印を使った偽使通行を行なう際は、調信も請負貿易人を使節として送っている。

【史料2】

一、日本国幡摩州室津寓鎮藤久之印、柳川権介所持也、上官人茂

田弥五良、大船也、

一、日本国肥前州平戸寓鎮肥后太守源豊秋印、柳川権介所持也、

上官人彦三左衛門乗渡、船大舟、³⁴

つまり、「朝鮮送使国次之書契覚」を見る限り、柳川調信は、自らが渡航して交渉を行なう形の朝鮮貿易には、従事していない。

では、何故朝鮮貿易を行なっていない調信が、朝鮮外交を担当するようになったのだろうか。結論から言うと、調信が日本向けの貿易商人として構築していたであろう、ネットワークや経験が重要視されたことが原因だと考えられる。

調信は、天正四年（1576）に、義純の使者として足利義昭のもとに赴いたり³⁵、天正十五年（1587）には、義調の使者として薩摩にいる秀吉のもとへ赴いていたり³⁶というように日本の

中央政権への使者も勤めていた。この使者に調信を充てたのは、前述したように調信が持つネットワークや経験を重要視したからであろう。

そうして次第に朝鮮外交にも携わるようになっていったものと思われるが、「朝鮮送使国次之書契覚」には、調信が天正八年(1580)に、偽国王使の使節として朝鮮へ渡航している記事がある³⁷⁾。

これは、筆者が史料にて確認できた調信の朝鮮渡航の初見である。だが、この頃の調信は朝鮮外交では未だ最上位ではなかったはずである。荒木氏によれば、調信が本格的に朝鮮外交の使者として選任されるようになるのは、それまで朝鮮外交を担当していた立石氏が失脚した天正十五年以降の、天正十六年(1588)からである。また、その際調信は立石氏と共に朝鮮外交を担当していた景輒玄蘇と組んで担当するようになっていた³⁸⁾。つまり、究極的に言えば、玄蘇がいる限り、「朝鮮外交」に関する専門知識が無くても、「日本」側との外交で培った経験や人脈さえあれば、調信が勤めることも可能だったのである。この日本との外交交渉の経験こそ、調信が朝鮮外交の立石氏に代わる朝鮮外交担当者の第一人者選ばれた条件だったはずである。

最後にこうした調信の「対朝鮮外交官」ではなく、「対日本外交官」としての性格を裏付けるものとして、彼が管轄した伊奈郡について述べておく。伊奈郡は、元々郡主が設置されていた郡の一つで、他の郡主設置郡と比較しても独立性が強い郡であった³⁹⁾。また、この郡の特徴は、独立性が強いということ以外にも、荒木氏が指摘して

いるように、同郡が「宗氏の守護所がある府中へ朝鮮貿易品を廻送する拠点であった事」や、同郡にいた志多留佐々木氏のように「九州・山陰方面の流通業と朝鮮方面の貿易業を複合的に経営し、広域的なネットワークを有している商人が多くいた事」などがあつた。こうした商人の多くは、独立性の強い伊奈郡主と主従関係にあつた。そこで、宗氏十六代の義調は、この伊奈郡の直轄に乗り出し、伊奈郡主の代替わりに乗じて、伊奈郡に介入するようになり、遂には、事実上直轄郡化させたのである⁴⁰⁾。

こうした性格を持つ郡の郡代に、調信が任命されたのも、やはり彼が朝鮮貿易ではなく、伊奈郡にいた貿易商人と同様に、府中や日本各地へ廻送する商人だったからではないだろうか。

次に、疑問(3)について、述べていこう。ここで、重点としたのは、そもそも柳川兄弟は何故調親に仕えることになったのか、という点である。ただ、この点は調親に関する史料が非常に少なく、『宗氏家譜』や『宗氏家譜略』にも詳しい記述が無いだけに、検討が非常に難しい点でもある。

調親は、宗氏十四代当主将盛の弟で、豊崎郡主であつた盛弘の次男である⁴¹⁾。盛弘は、三浦の乱で戦死するが、墓は郡主を勤めていた豊崎郡にあつた。また、兄の将盛は、家臣たちに襲撃される事件が相次いだため、豊崎に隠棲していた。将盛の後に当主となつた、晴康は将盛・調親兄弟の伯父である。晴康は当主になると、豊崎郡に新たな郡主を置かずに、当主直轄とした⁴²⁾。もし、郡主を設置し続けていけば、調親にも郡主就任の権利はあつたと思われるが、

郡主制の廃止によって、その機会が無くなってしまった。

こうした背景を考えると、調親は豊崎にいたものと推測できる。柳川兄弟がなぜ、この調親に仕えるようになったのか、その経緯については、不明である。ただ、調親が弘治三年（1557）に宗氏十六代義調に対して謀叛を起こした際には、兄弟は調親に従っていない。

その後は段落④及び⑥にて述べられているように、義父の罪を謝罪し、妻の縁（宗氏一族であること）を以て許され、義調に臣従するようになったと説明されている。

ただ、単純に考えて、調親に仕え、調親と共に豊崎にいたと考えられる柳川兄弟が、調親没後、次に主従関係を結ぶ事ができるのは、豊崎郡を直轄している義調か、貿易の形態からして伊奈郡主家だけであるが、義調が豊崎郡主家系の当主であったことを考えれば、義調に臣従したのは、自然の流れだったと思われる。

最後に、疑問（4）の記述の順番が曖昧かつ、年代が不整合という点について述べていこう。この【史料8】は概ね編年体で書かれているが、それでは説明がつかない部分はいくつかある。

問題の記述があるのは、段落⑤から⑥に掛けてである。段落⑤の段階で、「仁田村ノ陰山五郎右衛門長秀ト刎頸ノ交ヲ為シテ新渡ノ唐物ヲ得石田三成ニ賄テ豊臣家ニ知ラレ親ヲ求ム、」とあるように、仁田村の陰山五郎右衛門長秀との関係を基礎として、石田三成との関係を築き、豊臣家に知られる存在となつていく。しかし、その後

國ノ卒後遺領ヲ割テ賜ヒ名ヲ權之助調信ト改、天正某年島居右衛門調正力滅後伊奈ノ郡代ト成、天正十八年守護代佐須兵部景満ヲ讒同年諸大夫二任ス、」とあるように、天正五年という年号が入っている。

これだと、天正五年以前に石田三成と関係を築いていたことになつてしまう。石田三成は永祿三年（1560）の生まれである。仮に記述通り天正五年（1577）以前に調信が石田三成と会っていたのだとしたら、十七歳以前の三成と会ったことになる。しかし、これでは、三成が羽柴氏の奉行として活躍し始める天正十三年よりも前に、全国的ネットワークを持つていたことになつてしまう⁴³。

これは、有り得ないことである。また、同じ段落⑤に「豊臣家」という記述があるが、羽柴秀吉が豊臣姓を賜るのは、天正十四年のことである⁴⁴。よつて、これも年代的に不整合である。

こうした矛盾は、この史料がおそらくいくつかの先行史料を参考にして編纂されたものであるため、書く順番にズレが生じ、発生した現象だと思われるのだが、史料批判として述べておこう。

小結

以上、見てきたように、柳川氏の出自については、従来の先行研究同様、明らかにすることはできなかった。ただ、今後は、単純に兄弟の出生地が筑後なのか、対馬なのかという議論の仕方ではなく、兄弟が「いつ、どうやって」対馬に渡ることになったのか、という議論を中心に据え、父親の貿易形態についても検討していくことが

必要だと思われる。疑問③と、疑問④については、史料的な性格や制約上の問題があるが、今後も検討を加えていきたい箇所である。

順番が前後したが、疑問②の調信の貿易形態について述べると、今後は「調信は、朝鮮貿易を行っていたから朝鮮外交に携わるようになった」という従来の視点に合わせ、「日本との貿易、外交を通じて培われた経験や人脈を重要視して、朝鮮外交に携わるようになった」という視点を加えて、検討していくことが重要だと感じた。

また、この「日本との貿易、外交」という側面は、「朝鮮外交」を担当する外交官としては、不自然に感じられるが、柳川氏がその後、豊臣政権、徳川幕府と対馬の間を「取次ぐ」存在となっていたことを考えれば、その理由として納得のいくものではあった。

おわりに

以上、本稿では、まず宗氏家臣団の形成過程をたどる事で、柳川氏が台頭を果たした「組織」を検討し、二節で柳川氏がその組織にどのように適応したことにより、台頭を成し遂げたのかということを検討した。

柳川氏が台頭を果たせた理由の、第一は、「宗氏一族」との姻戚関係の構築であった。こうした宗氏との姻戚関係によって、対馬内で台頭した例は、いくつもあった⁴⁶⁾。次に、調信の貿易形態が「日本各地へ朝鮮貿易品を転売する」というものであった事、そしてそこで構築されたであろう各地とのネットワークであったと考えられ

る。

そして、こうした要素を用いて「郡代」という地位に就き、対馬伝統の四番体制の隊長となることで、軍事面でも台頭を果たし、天正十五年(1587)以降は、日朝双方の外交官として対馬内で重要な人物となっていた。

こうして、台頭を果たした柳川調信であるが、彼と宗氏との関係は、私が見る限り優良であった。それは、調信の息子智永も同様である。両家の関係が悪化するのには、孫調興のときである。

今後は、この調興に至までの宗氏と柳川氏の関係について検討する。具体的には、対馬の政治・軍事の最上位にいた柳川氏が活動の中心を次第に日本の中央へ移していった時期の宗・柳川の関係である。またその時期対馬に残っていた他の有力家臣と柳川氏との関係も合わせて検討する。

さらに、柳川調興が、どのような勝算をもって柳川一件を起こすに至のか、その経緯についても検討していきたいと思う。

(1) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房 1999年) 67頁

(2) 田代和生『書き換えられた国書』(中公新書 1983年)

” 『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社 1981年)

中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』(吉川弘文館 1969年)

荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会 1992年)

(3) 長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館 1987年)

(4) 荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社 2007年)

(5) 『宗氏家譜』(鈴木棠三編 村田書店 1977年) 143頁 昭景君条

天正十五年丁癸夏関白秀吉公征薩摩州、義調聞之遣柳川権之助調信請臣服、

右の一文が『宗氏家譜』における柳川調信の初出である。

また、『宗氏家譜略』(鈴木棠三編 村田書店 1975年) 159頁
柳川系図によると

天正某年島居右衛門調正力滅後伊奈の郡代ト成、天正十八年守護代
佐須兵部景満ヲ讓、同年諸大夫に任ス、

とあるように、こちらも台頭の時期を天正年間と記している。

(6) 『宗氏家譜』重尚君条、寛元四年。121頁。

(7) 注3長氏前掲同書 第一部第一章「宗氏の出自」に詳しく述べられている。

(8) 山口隼正『南北朝期九州守護の研究』(文献出版 1989年) 第十一章「対馬国守護」588頁

(9) 「宗氏世系私記」長崎県立長崎図書館所蔵史料「島雄家文書」

史料の性格としては、宗氏の平氏後胤説の説明が、公撰の『宗氏家譜』よりも多いこと、本稿で述べているように、創作された部分も見受けられることから、宗氏の対馬統治を正当化する目的を強くもって編纂された史料であると考えられる。また、内容が初代対馬藩主の宗義智が死去した後に、編纂されたものであることから判断しても、この史料が、宗氏の正当性を主張する意味合いの強い史料であると判断することが出来る。

(10) 「宗氏世系私記」55丁経茂の条、貞和五年大番四組について。

(11) 黒田智「対馬豆酸郡主家の系譜」(早稲田大学水稻文化研究所編『海のクロスロード』雄山閣 2007年) 第一節「宗氏領国と豆酸郡主」

(12) 注4前掲荒木氏同書 第一部第一章「宗貞茂の政治的動向と朝鮮通交」で、「応永前期に「少弐・宗」体制が弱体化したのを契機に、貞茂が対馬に定着するまでの」と述べられている事から判断し、貞茂以前の宗氏当主は主に博多にいたものと判断した。

(13) これ以外にも、佐須・豆酸が低く位置づけられた理由としては、この「宗氏世系私記」が編纂された元和期には、佐須郡主家は讒言によつて滅び、豆酸郡主家はクーデターを起こし滅んでいたという両郡主家の状況も影響していると考えられる。

(14) 「宗氏世系私記」54丁経茂の条、貞和元年宗香対馬総代官就任経緯について。

(15) 『宗氏家譜』貞和五年、経茂君条。125頁。

(16) 『宗氏家譜』盛國君条。盛國の五子について。123頁。

(17) 注3長氏前掲同書 第一部第二章・第五節「仁位中村宗氏澄茂・頼茂」

に詳しく述べられている。

- (18) 『宗氏世系私記』 67丁、文明十八年、貞国の条。
- (19) 『日本国語大辞典 第二版 第八巻』 (小学館 2001年) 第八巻 578頁。
- (20) 『海東諸国紀』 対馬島条
貞國為島主郡而下土官皆島主差任亦世襲以土田塩戸分属之為三番七日
相通會守島主之家
- (21) 佐伯弘次『対馬と海峡の中世史』 (山川出版社 2008年) 29頁
注4前掲荒木氏同書
- (22) 注4前掲荒木氏同書
第二部第一章の「十五世紀宗氏権力の形成と朝鮮通交権」に詳しく述べられている。
- (23) 『宗氏世系私記』 82丁、文祿元年壬辰三月十二日 義智の条。
- (24) 『宗氏家譜』 義智君条。 147頁。
- (25) 「神社棟札写」 『神道体系 神社編四十六 杵岐・対馬国』 (神道体系編纂会 1984年)
- (26) 注4前掲荒木氏同書 第二部第二章第二節「大永期の政変と騒乱」 182頁
- (27) 『新対馬島誌』 (新対馬島誌編纂委員会 1964年) 276頁。文祿の役の軍編成にて立石党を宗智順が率いていることが確認できる。
及び注4荒木氏前掲同書の第二部第三章第一節第二項「直臣団にたいする権益分配のありかた」にて、豊崎郡主系の歴代当主と家臣の婚姻関係の系図を示して、立石氏と豊崎郡主家の関係を説明している。
- (28) 『宗氏家譜略』 対馬叢書 (鈴木棠三編 村田書店 1975年)
- (29) 『宗氏家譜略』 対馬叢書 159、160頁。
- (30) 荒野泰典『近世日本と東アジア』 (東京大学出版会 1988年) 第二部第一章「大君外交体制の確立」 192頁
- (31) 田代和生『書き替えられた国書』 (中央公論社 1983年) 第一章第六節「柳川氏の勢力」 54頁
- (32) 田中健夫『対外関係と文化交流』 (思文閣出版 1982年) 第四部史料二篇 546頁から
- (33) 荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』 194頁〜224頁
第二部第三章「十六世紀宗氏権力の変容と朝鮮通交権」に詳しく述べられている。
- なおここで、「直臣」と表現しているのは、荒木氏が規定した宗氏家臣の内、宗氏当主がいる守護所の周辺に集住している武士層のことを指す。また、「在地被官」は、直臣とは対照的に、宗氏当主との主従関係を有しながら、自身の領地のある、農村部に住んでいる地侍を指している。筆者もこの区分けには賛成の立場をとっているため、同じように、「直臣」・「在地被官」という様に表現している
- (34) 注4田中氏前掲同書 564頁
- (35) 『寛政重修諸家譜』 (続群書類従完成会 1965年) 第八巻249頁
天正四年靈陽院義昭より諱字を與へらる。これさきに義純僧慶浦をして申請によりてなり。五年家臣柳川権之助調信を上洛せしめてこれを謝せしむ。
- (36) 『對州編年略』 対馬叢書 1 (鈴木棠三編 村田書店 1972年)

215頁

・天正十五年丁亥閏白殿被征薩摩州、九州諸大名皆臣服、前對州主一君宗讚岐守義調法名聞之、遣家臣柳川権之助調信、令請申臣服之義、調信到肥後州、啓主言殿下、被仰日凱還之日、可謁筑前州管崎、之聞來管崎可被相待之由也、

(37) 注4 田中氏前掲同書 579頁

八月廿一日

国王殿之御印推(捺)推申候、

上官宗像蘇西堂(景轍玄蘇)宗像蘇西堂、船頭柳川権介(調信)

柳川権介方

(38) 朝鮮通信使四百年記念国際シンポジウム「アジアのなかの日朝関係史」

報告資料集 平成十九年十二月十五日・十六日 会場・九州国立博物館 第一日 国際研究会集「日朝関係史研究のフロンティア」

報告3・荒木和憲「日朝開戦前夜の対馬宗氏領国」24頁、25頁

(39) 『上対馬町誌』(上対馬町誌編纂委員会 1985年)97頁。

第一編第三章第四節第二項「伊奈郡主と上対馬」

(40) 注5 荒木氏前掲同書 256頁〜261頁

第二部第四章「中世対馬の経済構造と朝鮮貿易」

(41) 『宗氏家譜』将盛君の条。140頁

(42) 『上対馬町誌』113頁。第一編第三章第四節第五項「宗将盛の豊崎下向」

(43) 石田三成に関する年号、記述は以下から引用。

『国史大辞典』(国史大辞典編纂委員会 1988年)第一巻524頁

525頁

(44) 『国史大辞典』第十巻 458頁〜459

(45) 注4 荒木氏前掲同書 166頁及び199頁

第二部第二章 16世紀前半の政変と三浦の乱 十三代盛長の異父兄 饗庭盛重の政治的台頭について詳述あり。

第二部第三章 16世紀宗氏権力の変容と朝鮮通交権 立石氏と豊崎

郡主家系当主との姻戚関係系図あり。

〈参考文献〉

福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房 1999年)

田代和生『書き換えられた国書』(中公新書 1983年)

" 『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社 1981年)

中村栄孝『日朝関係史の研究 下』(吉川弘文館 1969年)

荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会 1992年)

山口隼正『南北朝期九州守護の研究』(文献出版 1989年)

佐伯弘次『対馬と海峡の中世史』(山川出版社 2008年)

黒田 智『対馬豆酩郡主家の系譜』(早稲田大学水稲文化研究所編『海の

クロスロード』雄山閣 2007年)

田中健夫『対外関係と文化交流』(思文閣出版 1982年)

『新対馬島誌』(新対馬島誌編纂委員会 1964年)

『国史大辞典』(国史大辞典編纂委員会 1988年)

『日本国語大辞典 第二版 第八巻』(小学館 2001年)

『新対馬島誌』(新対馬島誌編纂委員会 1964年)

〈使用史料〉

『宗氏家譜』(鈴木棠三編 村田書店 1977年)

『宗氏家譜略』(鈴木棠三編 村田書店 1975年)

「宗氏世系私記」長崎県立長崎図書館所蔵史料「島雄家文書」

『海東諸国紀』対馬島条

「朝鮮送使国次之書契覚」田中健夫『対外関係と文化交流』所収

『對州編年略』(鈴木棠三編 村田書店 1972年)